

# 地方公会計制度に基づく財務書類

令和 6 年度

下市町 財務監理課



## 目次

1. 地方公会計制度の背景 .....	1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入 .....	1
(2) 地方公会計整備の意義 .....	2
(3) 財務書類整備の目的 .....	3
(4) 財務書類整備の効果 .....	4
2. 財務書類とは .....	7
(1) 財務書類の構成 .....	7
(2) 勘定科目の説明 .....	9
3. 財務四表 .....	17
(1) 貸借対照表 .....	17
① 資産の部 .....	18
② 負債の部 .....	18
③ 純資産の部 .....	18
(2) 行政コスト計算書 .....	19
① 純経常行政コスト .....	20
② 純行政コスト .....	20

(3)	純資産変動計算書.....	21
①	純行政コスト.....	22
②	財源.....	22
③	固定資産等の変動（内部変動）.....	22
④	その他.....	22
⑤	固定資産等形成分・余剰分（不足分）.....	22
(4)	資金収支計算書.....	23
①	業務活動収支.....	24
②	投資活動収支.....	24
③	財務活動収支.....	24
4.	財務書類分析.....	25
(1)	資産の状況(資産形成度).....	25
(2)	資産と負債の比率.....	26
(3)	持続可能性（健全性）.....	26
(4)	行政コストの状況.....	27
(5)	収支の状況.....	27
(6)	受益者負担の状況.....	27

5. 今後の課題.....	28
(1) 資産の維持更新における課題.....	28
(2) 行政運営における課題.....	30
(3) 他計画との連携・活用における課題.....	32

## 1. 地方公会計制度の背景

### (1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれています（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されているところがあります。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところであります。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

## (2) 地方公会計整備の意義

---

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があります。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

### (3) 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえます。したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

#### ①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

#### ②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

## (4) 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法 96 条、211 条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法 96 条、233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています（財政法 2 条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

### ① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である点です。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす純経常費用（税収等でまかなうべき、純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）とし

て、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

## ② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえます（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令 166 条）が添付されますが、これによっては財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえます。

## ③ 連結ベースでの財務状況の把握

普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法 209 条、同施行令 166 条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法 30 条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

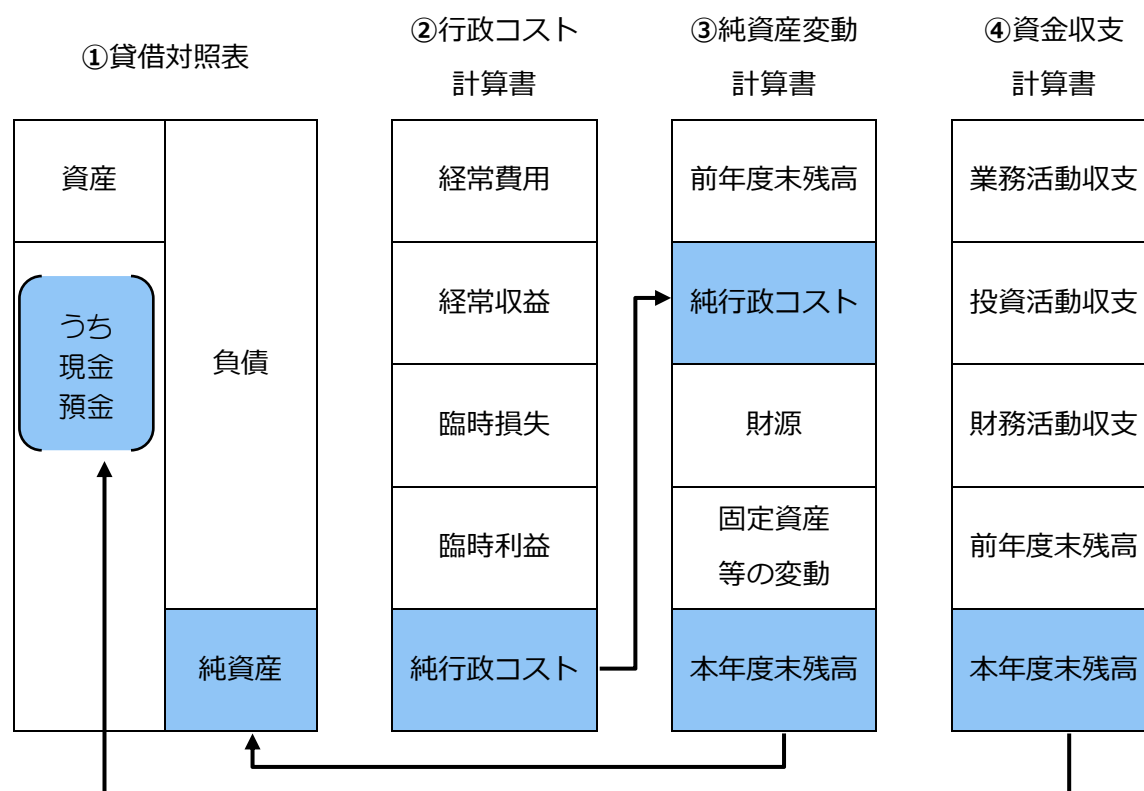
これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。



## 2. 財務書類とは

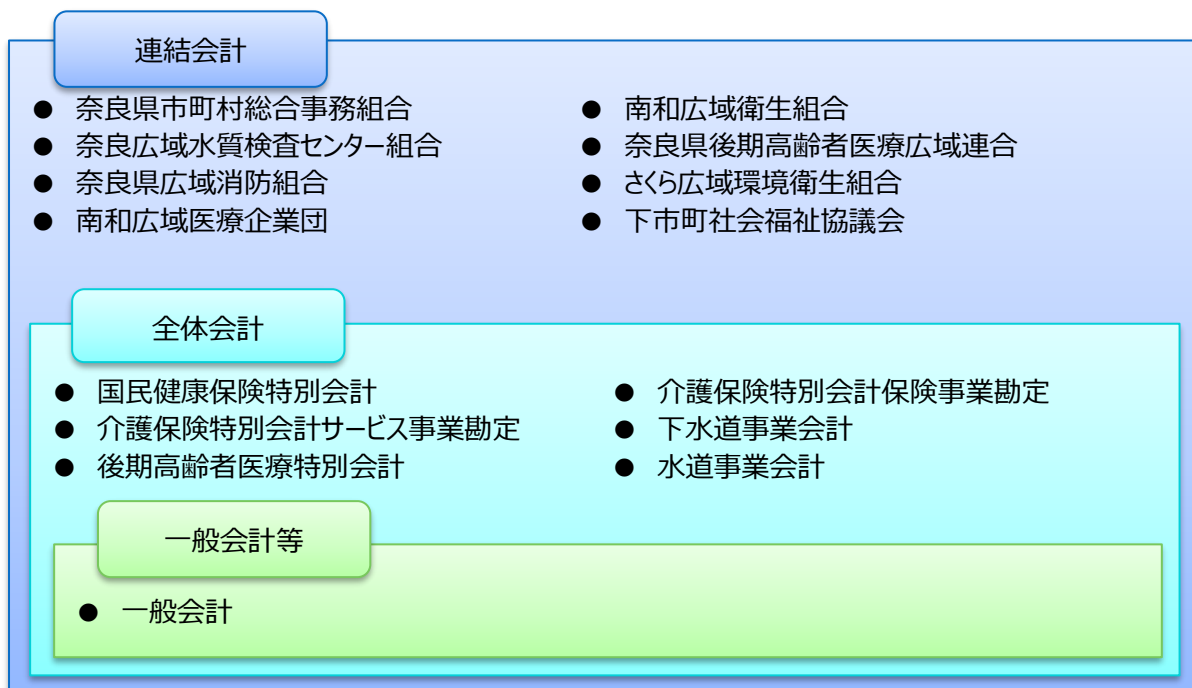
### (1) 財務書類の構成

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ◇ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ◇ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ◇ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ◇ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）

財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。



本年度の財務書類の作成では、「●」を財務書類の対象範囲としております。

また、相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入・繰出	

総務省「連結財務書類作成の手引き」に準じています。

#### 【特記事項】

- ◇ 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（自治法第235条の5等）を注記します。
- ◇ 財務書類の表示金額単位は、千円とします。なお、千円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。

## (2) 勘定科目の説明

### 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受ける有形固定資産
物品	自治法第 239 第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の資産
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
<b>投資その他の資産</b>	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が 30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの

流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの。
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部	
固定負債	
地方債	償還予定が1年超のもの
長期未払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
投資損失引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
流動負債	
1年内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の收受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の收受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4/6
預り金	第三社から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分(不足分)	費消可能な資源の蓄積

## 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益

<b>臨時損失</b>	
<b>災害復旧事業費</b>	災害復旧に関する費用
<b>資産売却損</b>	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
<b>投資損失引当金繰入額</b>	投資損失引当金の当該会計年度発生額
<b>損失補償等引当金繰入額</b>	損失補償等引当金の当該会計年度発生額
<b>その他</b>	上記以外の臨時損失
<b>臨時利益</b>	
<b>資産売却益</b>	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
<b>その他</b>	上記以外の臨時利益

## 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動



## 資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

<b>業務活動収支</b>	
<b>業務支出</b>	
<b>業務費用支出</b>	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
<b>移転費用支出</b>	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
<b>業務収入</b>	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
<b>臨時支出</b>	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
<b>臨時収入</b>	
臨時収入	臨時にあった収入
<b>投資活動収支</b>	
<b>投資活動支出</b>	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出

投資活動収入	
国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
基金取崩収入	基金取崩による収入
貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
資産売却収入	資産売却による収入
その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支	
財務活動支出	
地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入	
地方債発行収入	地方債発行による収入
その他の収入	上記以外の財務活動収入

### 3. 財務四表

#### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	10,855,331	16,586,183	17,745,513
有形固定資産	8,789,240	14,690,445	15,594,203
事業用資産	6,185,105	6,185,105	6,997,147
インフラ資産	2,504,534	8,150,278	8,150,278
物品	99,601	355,062	446,778
無形固定資産	8,563	487,721	490,428
投資その他の資産	2,057,529	1,408,017	1,660,882
流動資産	2,550,421	2,995,748	3,133,481
現金預金	284,738	482,638	616,469
未収金	9,050	38,907	74,933
基金	2,257,919	2,457,499	2,469,213
その他流動資産	-1,286	16,703	-27,135
資産合計	13,405,752	19,581,931	20,878,993
負債の部			
固定負債	6,302,945	9,727,295	10,140,586
地方債	5,133,646	6,627,448	6,771,980
退職手当引当金	1,169,299	1,169,299	1,357,187
損失補償等引当金	-	-	-
その他固定負債	-	1,930,549	2,011,418
流動負債	452,452	715,456	802,446
1年内償還予定地方債	378,430	618,696	644,397
賞与等引当金	63,782	68,290	91,244
その他流動負債	10,240	28,470	66,805
負債合計	6,755,397	10,442,752	10,943,032
純資産の部			
固定資産等形成分	13,113,289	19,043,722	20,214,765
余剰分(不足分)	-6,462,934	-9,904,543	-10,278,804
純資産合計	6,650,355	9,139,179	9,935,961
負債・純資産合計	13,405,752	19,581,931	20,878,993

## ① 資産の部

資産合計に対して固定資産の割合がどの会計においても80%以上を示しています。住民サービスのためには、公共施設への投資は必要であると言えますが、この公共施設を維持するための資金が必要となる資産更新の問題があります。

固定資産の内、償却資産の取得価額は一般会計等で228億円、全体会計で319億円、連結会計で337億円となっています。償却資産には建物、道路、橋梁、公園、物品等が該当します。

一方、償却資産の簿価は一般会計等で57億円、全体会計で114億円、連結会計で122億円となっており、減価償却により価値が一般会計等で75%、全体会計で64%、連結会計で64%減少しています。

流動資産は、現金預金への換金があるものとしての性質をもっていて、資産合計に対する割合は、一般会計等で19.0%、全体会計で15.3%、連結会計で15.0%となっています。

## ② 負債の部

負債合計に対する地方債の割合は、一般会計等では82%、全体会計では70%、連結会計では68%です。地方債は、世代間負担の公平性のために資産の部の有形固定資産等の形成のために発生するもので、地方債の固定資産に対する割合は、一般会計等は82%、全体会計は70%、連結会計は68%となっています。

流動負債は先1年以内に支出するもので、流動資産との比較による流動比率を算出することで支出の準備状況を示すことが可能となります。一般的に100%を超えていることでその準備が出来ているものと言え、一般会計等は563%、全体会計は419%、連結会計は391%となっています。

引当金は、今後の支出が見込まれる負債です。合計して一般会計等・全体会計では12億円、連結会計では12億円となっており、負債総額に占める割合は一般会計では18%、全体会計では12%、連結会計では13%となっています。

## ③ 純資産の部

余剰分（不足分）がマイナスとなっています。下市町では資産の部における固定資産の割合を説明した通り、公共施設への投資を余剰分以上に行っていることと言えます。

## (2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	3,783,247	5,388,144	6,692,308
業務費用	2,074,729	2,540,481	3,079,158
人件費	959,851	1,040,147	1,357,621
職員給与費	627,103	699,495	973,208
その他人件費	332,747	340,652	384,413
物件費等	1,070,179	1,418,687	1,616,636
物件費	614,014	699,071	818,584
維持補修費	46,284	60,361	65,802
減価償却費	409,881	659,255	732,250
その他物件費	-	-	-
その他の業務費用	44,699	81,647	104,901
移転費用	1,708,518	2,847,663	3,613,150
補助金等	1,211,607	2,574,498	2,145,537
社会保障給付	271,885	272,800	1,466,092
その他移転費用	225,026	366	1,521
経常収益	134,386	276,860	467,059
使用料及び手数料	55,655	185,049	360,327
その他経常収益	78,731	91,811	106,732
純経常行政コスト	3,648,861	5,111,284	6,225,249
臨時損失	20,294	25,334	47,656
臨時利益	14	14	504
純行政コスト	3,669,142	5,136,604	6,272,402

## ① 純経常行政コスト

経常費用	一般会計等	全体会計	連結会計
業務費用	54.8%	47.1%	46.0%
移転費用	45.2%	52.9%	54.0%

経常費用のうち、業務費用と移転費用の割合は上記のとおりです。

業務費用	一般会計等	全体会計	連結会計
人件費	46.3%	40.9%	44.1%
物件費	51.6%	55.8%	52.5%
その他	2.2%	3.2%	3.4%

業務費用の中でも、物件費等が占める割合が高くなっています。

民間企業では、人件費、施設経費の順で高い割合となります。地方自治体では、物件費等に施設経費以外の経費も含まれるため人件費より高くなるうえ、施設所有に対する金額が資産の80%程となるため、必然的に高くなります。物件費等の中でも約38%を占める減価償却費については、歳入歳出予算では現れないコストのため、資産所有の在り方や資産の更新について検討していく必要があります。

移転費用	一般会計等	全体会計	連結会計
補助金等	70.9%	90.4%	59.4%
社会保障給付	15.9%	9.6%	40.6%
他会計繰出金	13.2%	-	-
その他	0.0%	0.0%	0.0%

移転費用の内訳として、補助金等が占める割合が高くなっています。一般会計等から全体会計において大きく伸びている原因は、特別会計を含んでいるためであり、主に国民健康保険事業や介護事業の補助金があげられます。全体会計から連結会計において大きく減少している原因は、連結対象団体(一部事務組合・広域連合等)の負担金・分担金の相殺消去によるものです。他会計繰出金は、相殺消去の対象となっているため全体・連結会計では計上がありません。

その他移転費用は、重量税・消費税等が該当します。

## ② 純行政コスト

対象損益は臨時的取引となり、災害復旧費や資産除売却損益、引当金繰入・戻入が該当します。

### (3) 純資産変動計算書

(単位：千円)

一般会計等		合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
勘定科目名				
前年度末純資産残高		6,502,379	12,677,480	-6,175,101
純行政コスト		-3,669,142	-	-3,669,142
財源		3,817,118	-	3,817,118
	税収等	3,114,106	-	3,114,106
	国県等補助金	703,012	-	703,012
固定資産等の変動 (内部変動)		-	435,809	-435,809
	有形固定資産等の増加	-	459,494	-459,494
	有形固定資産等の減少	-	-409,881	409,881
	貸付金・基金等の増加	-	410,004	-410,004
	貸付金・基金等の減少	-	-23,807	23,807
その他		-	-	-
本年度純資産変動額		147,976	435,809	-287,833
本年度末純資産残高		6,650,355	13,113,289	-6,462,934
全体会計		合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
勘定科目名				
前年度末純資産残高		8,747,432	17,977,116	-9,229,684
純行政コスト		-5,136,604	-	-5,136,604
財源		5,354,149	-	5,354,149
	税収等	3,700,934	-	3,700,934
	国県等補助金	1,653,214	-	1,653,214
固定資産等の変動 (内部変動)		-	329,313	-329,313
	有形固定資産等の増加	-	608,773	-608,773
	有形固定資産等の減少	-	-659,255	659,255
	貸付金・基金等の増加	-	428,506	-428,506
	貸付金・基金等の減少	-	-48,711	48,711
その他		174,203	737,293	-563,090
本年度純資産変動額		391,748	1,066,606	-674,858
本年度末純資産残高		9,139,179	19,043,722	-9,904,543
連結会計		合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
勘定科目名				
前年度末純資産残高		9,795,126	19,380,531	-9,585,405
純行政コスト		-6,272,402	-	-6,272,402
財源		6,445,250	-	6,445,250
	税収等	4,285,853	-	4,285,853
	国県等補助金	2,159,397	-	2,159,397
固定資産等の変動 (内部変動)		-	303,956	-303,956
	有形固定資産等の増加	-	644,643	-644,643
	有形固定資産等の減少	-	-729,596	729,596
	貸付金・基金等の増加	-	465,554	-465,554
	貸付金・基金等の減少	-	-76,645	76,645
その他		-32,013	530,278	-562,291
本年度純資産変動額		140,835	834,234	-693,399
本年度末純資産残高		9,935,961	20,214,765	-10,278,804

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

## ① 純行政コスト

行政コスト計算書の最終行の純行政コストを正負転換した金額が計上されます。

## ② 財源

財源は、税収等と国県等補助金に区分されます。

財源	一般会計等	全体会計	連結会計
税収等	81.6%	69.1%	66.5%
国県等補助金	18.4%	30.9%	33.5%

## ③ 固定資産等の変動（内部変動）

有形固定資産等は、当期の減価償却額に対して施設への投資が多額だったため、増加しています。貸付金・基金等は、基金の積み立てが取崩よりも多かったため、増加しています。

総計すると、固定資産等の増加に対して減少のほうが少ないです。

## ④ その他

固定資産の寄附・交換等が対象となっています。

## ⑤ 固定資産等形成分・余剰分（不足分）

貸借対照表の純資産の部とリンクしています。

純資産合計はプラスとなっていますが、余剰分（不足分）はマイナス計上となっています。

これは、基準日時点における将来の金銭必要額を示していることとなり、現金預金残高と比較しても大きく足りていないため固定資産等の所有や管理を検討していく必要があると言えます。

固定資産形成分は、これまでの自治体運営の中で投資された固定資産の現在価値を表しています。固定資産は、減価償却によって価値が毎年減少しており、今年度は資産の価値が減少した以上に資産の投資が多かったため、固定資産等形成分は増加しています。

余剰分（不足分）は、将来世代の負担額を示しています。正の数であれば、現在世代によって余剰が生まれており、負の数であれば、将来世代の負担が不可欠である、ということが表されます。

## (4) 資金収支計算書

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	3,314,485	4,663,310	5,913,745
業務費用支出	1,522,069	1,731,749	2,216,807
移転費用支出	1,792,416	2,931,561	3,696,938
業務収入	3,886,669	5,505,250	6,758,784
臨時支出	17,644	22,684	44,714
臨時収入	-	-	12,692
業務活動収支	554,540	819,256	813,017
投資活動収支			
投資活動支出	869,840	1,033,726	1,095,154
公共施設等整備費支出	459,494	609,325	640,956
基金積立金支出	410,149	424,204	453,054
その他投資活動支出	197	197	1,144
投資活動収入	78,076	105,579	139,656
国県等補助金収入	57,020	57,020	57,051
基金取崩収入	20,868	40,868	65,957
その他投資活動収入	188	7,691	16,649
投資活動収支	-791,765	-928,147	-955,498
財務活動収支			
財務活動支出	386,465	637,276	681,303
地方債償還支出	386,465	637,276	680,874
その他財務活動支出	-	-	429
財務活動収入	529,488	686,988	711,615
地方債発行収入	529,488	686,988	711,615
その他財務活動収入	-	-	-
財務活動収支	143,023	49,712	30,312
本年度資金収支額	-94,201	-59,179	-112,169
前年度末資金残高	368,700	531,577	713,174
本年度末資金残高※	274,498	472,398	605,187
本年度末現金預金残高※	284,738	482,638	616,469
※比例連結割合変更に伴う差額	-	-	4
※本年度歳計外現金残高	10	10	11

## ① 業務活動収支

業務活動収支は、プラスの場合は投資活動・財務活動への充当が可能なことを示します。

一般会計等では 5.6 億円、全体会計では 8.2 億円、連結会計では 8.1 億円のため、投資活動・財務活動に充当可能です。

## ② 投資活動収支

投資活動収支は、マイナスとなりました。

支出は公共施設の整備や基金の積み立てが、収入は国庫・県支出金や基金の取り崩しが要因となっています。

投資活動収支がマイナスとなる理由として、公共施設の整備が挙げられます。

その要因として、一般会計で下市観光文化センター大規模改修 161 百万円、ごみ処理場（ごみ中継施設）整備事業 81 百万円等が、全体会計では水道事業の 136 百万円等が、連結会計では奈良県広域消防組合の 22 百万円等が該当します。

基金の増減額は、全ての会計で取崩額よりも積立額の方が高くなりました。

積立・取崩の差し引きが当年度の積立増減額であり、一般会計等では 389 百万円の増加、全体会計では 383 百万円の増加、連結会計では 387 百万円の増加となっています。その要因として、一般会計等における財政調整基金の 131 百万円増加（積立 131 百万円）、減債基金の 257 百万円増加（積立 262 百万円）が該当します。

## ③ 財務活動収支

財務活動収支は、プラスの場合は負債の増加を、マイナスの場合は負債の減少を、意味します。

地方債等について、一般会計等は 143 百万円、全体会計では 50 百万円、連結会計では 31 百万円の増加となっています。

## 4. 財務書類分析

### (1) 資産の状況(資産形成度)

将来世代に残る資産はどのくらいあるか

		一般会計等	全体会計	連結会計
住民一人当たり資産額		3,043 千円	4,445 千円	4,740 千円
有形固定資産の 行政目的別割合	生活インフラ	26.9%	26.9%	
	教育	30.6%	30.6%	
	福祉	2.7%	2.7%	
	環境衛生	3.0%	3.0%	
	産業振興	27.9%	27.9%	
	消防	1.9%	1.9%	
	総務	7.0%	7.0%	
歳入額対資産比率		275.7%	286.7%	250.5%
有形固定資産減価償却率		75.0%	64.2%	63.8%

住民一人当たり資産額	算式	資産合計 / 人口
	目的	住民への情報開示・他団体比較
有形固定資産の行政目的別割合	算式	(行政目的別有形固定資産 / 有形固定資産) * 100
	目的	行政分野別の社会資本形成比重の把握
歳入額対資産比率	算式	資産合計 / (歳入総額)
	目的	資産形成の度合の把握
有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	算式	(減価償却累計額 / 償却資産取得価額) * 100
	目的	耐用年数に対する資産の経過度合の把握

## (2) 資産と負債の比率

将来世代と現世代との負担の分担は適切か

	一般会計等	全体会計	連結会計
純資産比率	49.6%	46.7%	47.6%
社会資本等形成の世代間負担比率	50.0%	40.4%	39.2%

純資産比率	算式	$(\text{純資産額} / \text{資産額}) * 100$
	目的	将来世代・現在世代の負担割合の把握
社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	算式	$(\text{地方債残高} / \text{有形固定資産}) * 100$
	目的	将来世代の負担比重の把握

## (3) 持続可能性（健全性）

財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）

	一般会計等	全体会計	連結会計
住民一人当たり負債額	1,534 千円	2,371 千円	2,484 千円
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	165,438 千円	312,597 千円	283,615 千円

住民一人当たり負債額	算式	$\text{資産額} / \text{人口}$
	目的	住民への情報開示・他団体比較
基礎的財政収支	算式	業務活動収支 + 支払利息支出 + 投資活動収支 + 基金積立支出 - 基金取崩収入
	目的	財政運営のバランスの把握

## (4) 行政コストの状況

行政サービスは効率的に提供されているか

	一般会計等	全体会計	連結会計
住民一人当たり行政コスト（純行政コスト）	833 千円	1,166 千円	1,424 千円

住民一人当たり行政コスト	算式	純行政コスト / 人口
	目的	住民への情報開示・他団体比較

## (5) 収支の状況

資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか

	一般会計等	全体会計	連結会計
行政コスト対税収比率	95.6%	95.5%	96.6%

行政コスト対税収比率	算式	(純経常行政コスト/財源) *100
	目的	財源の費消目的の把握

## (6) 受益者負担の状況

行政サービスはどのくらい受益者負担で賄われているか

	一般会計等	全体会計	連結会計
受益者負担の割合	3.6%	5.1%	7.0%

受益者負担の割合	算式	(経常収益/経常費用) *100
	目的	行政サービスの提供に対する負担度合の把握

## 5. 今後の課題

### (1) 資産の維持更新における課題

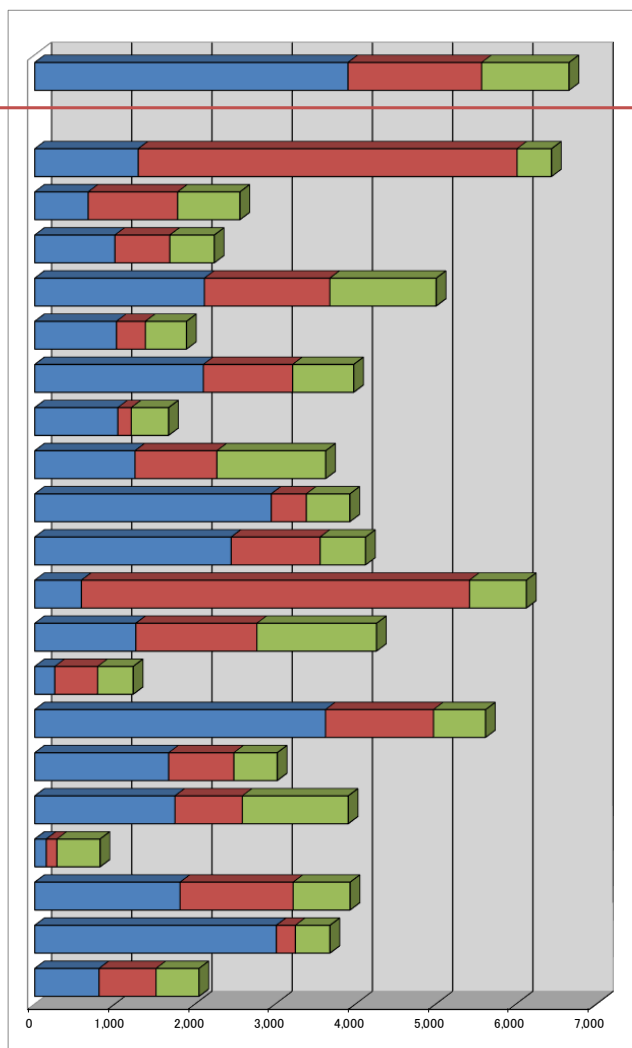
#### 将来の資産更新必要額

自治体名: 下市町  
年度: 令和6年度

(単位: 百万円)

年度	建物	公共施設	その他	合計	年平均
~2024	3,903	1,666	1,088	6,658	

2025~2029	1,289	4,721	428	6,439	1,288
2030~2034	666	1,114	776	2,556	511
2035~2039	999	684	553	2,236	447
2040~2044	2,114	1,563	1,325	5,002	1,000
2045~2049	1,018	361	511	1,890	378
2050~2054	2,101	1,112	761	3,974	795
2055~2059	1,035	168	464	1,668	334
2060~2064	1,249	1,021	1,355	3,625	725
2065~2069	2,946	438	542	3,926	785
2070~2074	2,448	1,108	566	4,122	824
2075~2079	582	4,836	708	6,126	1,225
2080~2084	1,259	1,509	1,490	4,258	852
2085~2089	250	534	442	1,226	245
2090~2094	3,623	1,346	648	5,617	1,123
2095~2099	1,669	812	540	3,021	604
2100~2104	1,747	840	1,319	3,906	781
2105~2109	143	134	536	814	163
2110~2114	1,811	1,409	709	3,928	786
2115~2119	3,010	238	430	3,678	736
2120~2124	801	710	535	2,046	409



2124年までの合計	34,663	26,324	15,726	76,716
------------	--------	--------	--------	--------

この他に地方債の返済、新設備の建設費が必要です。  
(全ての資産を現在価格で作直す。耐用年数終了時に設備の更新を行う。)の二つを前提として集計しています。

上記のグラフは、固定資産台帳に計上されている資産において、今後の減価償却費の発生額をもとに、資産の更新（建て直し(新築)）必要額を表しています。建物には庁舎や公営住宅等が、公共施設にはインフラ資産（道路・橋梁等）が、その他には物品等が該当します。ただし、資産の建て直しであっても維持補修であっても、資金が将来必要になりますが、必要額が異なるため、シミュレーション等を実施する場合は個別施設計画等の内容を考慮する必要があると考えられます。

また、現在、総務省より行われている「地方公会計の整備により得られるストック情報等に関する調査」における“施設類型”単位での償却資産の減価償却率の算定や後述のセグメント分析における資産情報の利用などに向けて、財務書類の作成によって作成した固定資産台帳の精度を今後より一層高めていく必要があります。

施設類型	
道路	図書館
橋梁・トンネル	体育館・プール
公営住宅	福祉施設
港湾・漁港	市民会館
認定こども園・幼稚園・保育所	一般廃棄物処理施設
学校施設	保健センター
児童館	消防施設
公民館	庁舎

具体的な課題としては、「固定資産台帳の現物確認」「セグメント分析を見据えた施設番号(コード)の付与」などがあげられます。

#### 「固定資産台帳の現物確認」

固定資産台帳に計上されている資産が実際に存在しているかを確認することで、適正な資産総額を把握します。将来の資産更新必要額や施設の使用状況等の情報により、今後の公共施設の適切な保有状況を検討していくにあたって重要です。

(例)：資産の過剰計上・計上漏れ、過去の資産台帳において一括計上されていた資産の分割

#### 「セグメント分析を見据えた施設番号(コード)の付与」

資産の総量を把握できた場合であっても、資産保有状況が適切かどうかを判断するにあたっては情報が不足しています。類似団体との比較によって、住民1人当たりの資産・負債の状況を把握し、金額の高低によって大まかな分析は可能ですが、各地方公共団体の個別状況によって本来の意味の適正化を図ることは困難です。適切な資産保有状況を見出すにあたって、使用(行政)目的等の区分に対応した施設番号を付与することにより、行政目的内における分析への足掛かりとなります。また、施設別行政コスト計算書の作成にも連携する事項です。

## (2) 行政運営における課題

地方公会計制度の目的として「財政の効率化・適正化」があり、資産債務管理や予算編成・政策評価等への活用が求められています。先進団体においては、予算編成等に活用されている事例もあります。また、総務省の研究会では、モデルとなる市町村を募り、セグメント(施設・事業)別財務書類の作成に取り組む団体も出てきています。

弊団体では、前述の資産の将来更新において、将来の財源不足が表れています。現金は、歳入歳出予算の作成により、枯渇する事態となる可能性を阻止できるとも言えますが、債務超過となる可能性を阻止できるとは言い難いのが現状です。

貸借対照表(BS)より、資産は負債(将来負担)と純資産(過去・現在世代負担)から構成されていることがわかります。

弊団体は純資産の額はプラス(一般会計等 67 億円)となっています(純資産の額がマイナスになった場合を債務超過といいます)が、年々純資産は増加傾向(一般会計等 3 年平均で約 1.6 億円増加)にあり、単純計算で行くとおおよそ 2 年で純資産がマイナスに突入することが予想されます。

本年度差額(一般企業における当期純損益)は「財源△純行政コスト」によって算出されます。財源は、税収等(町税・交付税等)と国県等補助金で構成されているため、人口の増減や補助対象事業の有無等によって変動します。純行政コストは純経常行政コスト(PL、毎年度発生が見込まれるコスト)に臨時利益・臨時損失(PL、毎年度発生が見込まれないコスト)を加味した、一会計期間のコストの総額を表します。

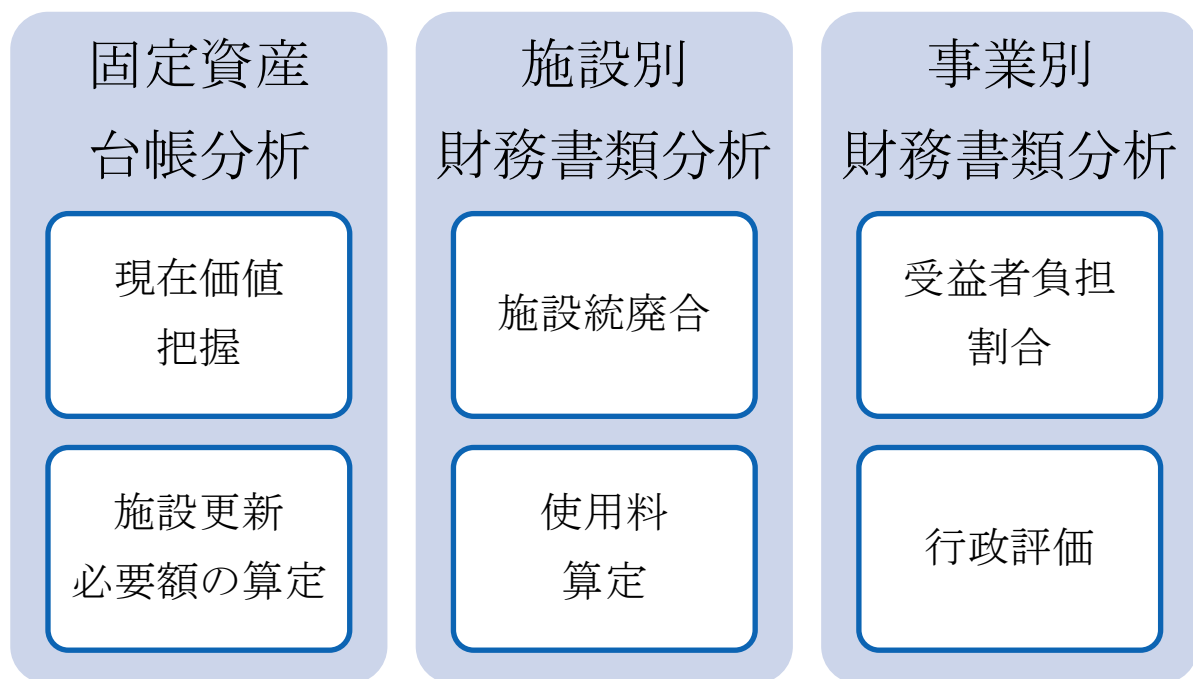
経年比較すると、外部の団体へ支出している補助金が増加したため、純経常行政コストは増加しています。ですが、昨年度より資産除売却損が減少したこともあり、臨時的なコストを含める純行政コストに関しては減少しました。

本年度差額の金額を改善するにあたって、「①財源の増加」「②純行政コストの減少(臨時損失の減少・臨時利益の増加)」「③純経常行政コストの減少(経常費用の減少・経常収益の増加)」が考えられます。

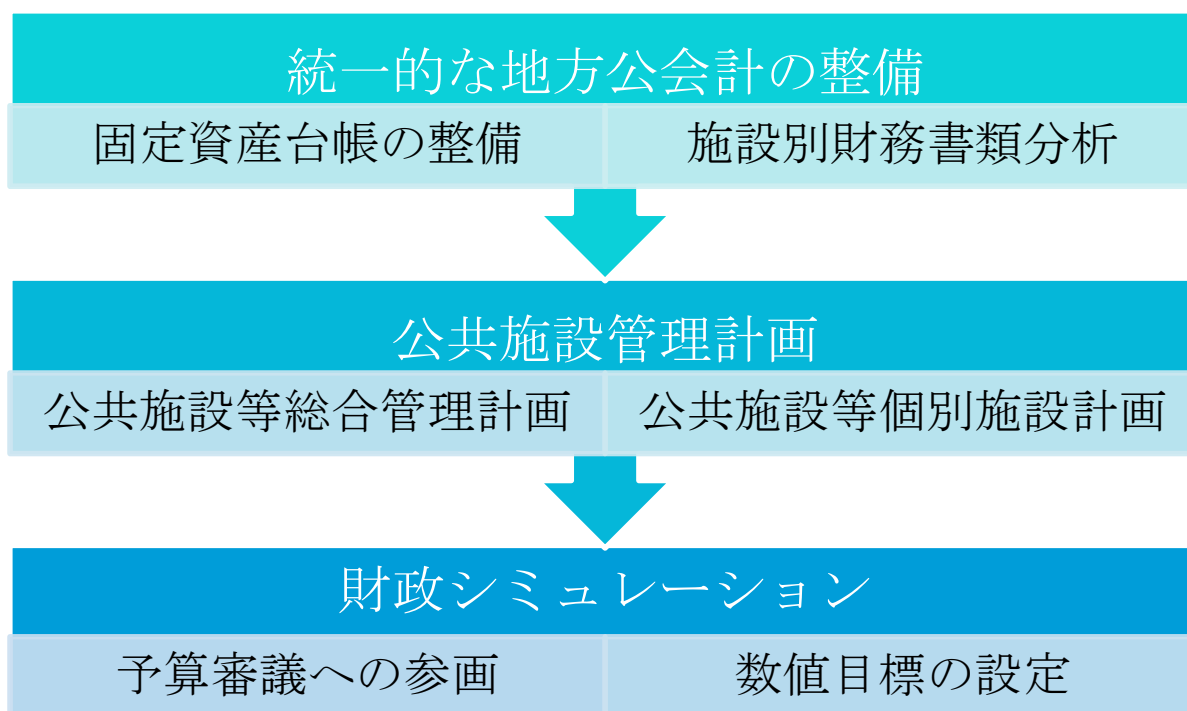
「①財源の増加」「②純行政コストの減少」は変動させることが難しいため、「③純経常行政コストの減少」が実現可能な策であるといえます。しかし、コストの内訳として表れる「人件費」「移転費用(補助金等)」等の削減は、行政サービスの低下にもつながる可能性が大きいいため、固定資産に関する「減価償却費」「維持補修費」や経常収益のうち「使用料及び手数料」の改善が挙げられます。前者については、固定資産台帳分析・セグメント(施設別)分析が、後者についてはセグメント(事業別)分析が改善への第一歩となり得ます。

また、総務省より行われている「統一的な基準による財務書類に関する調査」において、財務四表・指標の分析(経年比較・類似団体比較)を行っています。しかし、調査における分析は市町村単位(一般会計等・全会計・連結会計)のため概略となっており、詳細な現状把握を行うためには“セグメント(事業別・施設別)分析”が必須となります。

セグメント分析を行うにあたっては、各区分の設定や予算科目等との連携のほか、各種計画(人口ビジョン・総合計画 etc.)が必要になるため、即座に実施可能ではありませんが、今後見据える必要があります。



### (3) 他計画との連携・活用における課題



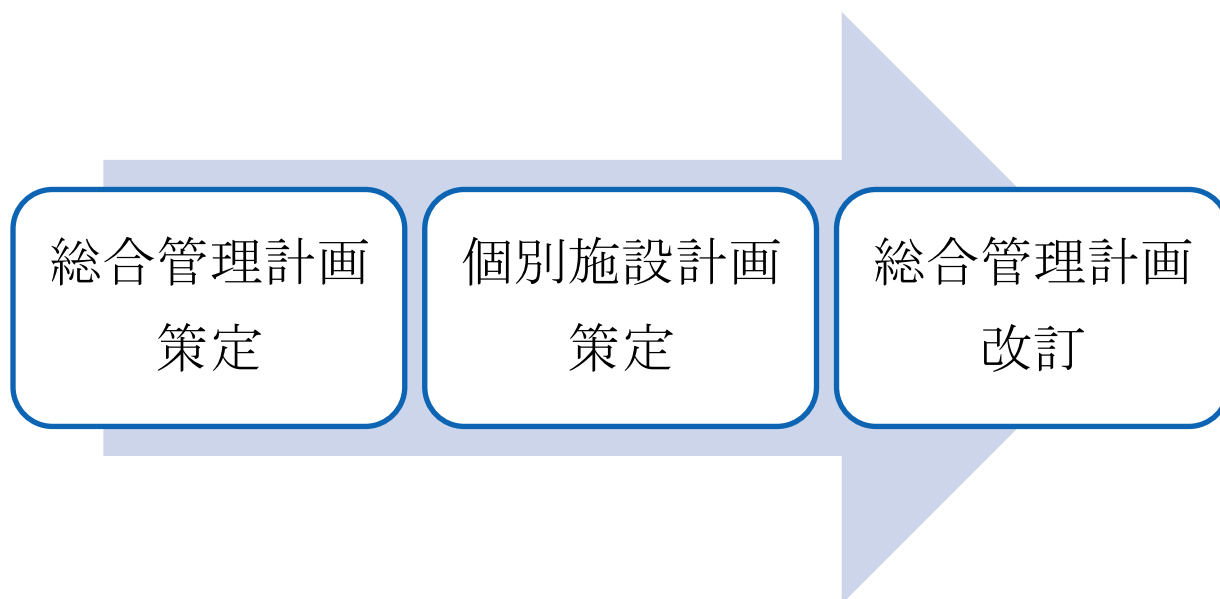
平成 26 年度より長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「公共施設等総合管理計画」及び、「個別施設計画」の策定と推進が進められてきました。

令和 3 年 1 月 26 日通達の「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」では、地方公会計、特に固定資産台帳の内容を盛り込むことが望ましいこととしてあげられています。これにより、各施設計画を策定するための主たる台帳は固定資産台帳が前提と言えます。

また、今後の施設の保有に関する数値目標の算出や、その前提となる施設の維持管理・更新等に係る経費の算出方法には、減価償却費等の発生主義的観点からのアプローチは必要不可欠であると言え、台帳のみならず、更なる公会計要素の活用が求められています。

各計画を策定するにあたり、資産更新の課題や、施設別セグメント分析は十分に有用な情報となり得るため、今後も継続し、固定資産台帳の整備及びその活用方法を十分に検討するべきと言えます。

(参考) 公共施設総合管理計画の概要



### 総合管理計画の策定

総務省より、平成 26 年度から平成 28 年度までの策定が要請されました。更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化が目的です。計画策定に乗じて、地方公会計制度における固定資産台帳の整備を行った地方公共団体も少なくありません。

※固定資産台帳に計上される資産の全てが公共施設総合管理計画の対象となるわけではないため、固定資産台帳の計上漏れが散見されます。

### 個別施設計画の策定

公共施設等総合管理計画・インフラ長寿命化基本計画を踏まえて、令和 3 年度までの策定が要請されました。個別施設ごとの「点検・診断による状況」「維持管理・更新等の対策に係る優先順位」「対策の内容・実施時期」「対策費用」など、具体的な対応方針を定めることが目的です。

※有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討や、施設別財務書類により、再配置・統廃合等の検討や個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認等の実施が可能です。

### 総合管理計画の改定

個別施設計画の策定期限が到来するため、令和 3 年度中に総合管理計画の見直しが要請されています。総合管理計画の策定から一定の期間が経過したこと・国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和 3 年度中に見直される予定であること等の要請の要因と挙げられます。その際、総合管理計画の期間内である・全ての個別施設計画の策定が完了していない等の場合であっても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこととされています。

改定に伴う記載事項として、「必須事項」「記載が望ましい事項」の二つに区分されており、それ以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載することとされています。

## 必須事項

- ・ 基本的事項
- ・ 維持管理・更新等にかかる経費
- ・ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

## 記載が望ましい事項

- ・ 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ・ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- ・ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
- ・ 保有財産(未利用資産等)活用処分に関する基本方針

基本的事項については、計画策定(改訂)年度・計画期間・施設保有量とその推移・現状や課題に関する基本認識・過去に行った対策の実績・有形固定資産減価償却率の推移が該当します。

維持管理・更新等に係る経費については、現在の維持管理経費のほか、施設更新に係る経費（少なくとも10年程度の期間における）見込み（耐用年数経過時に単純更新した場合・長寿命化対策を反映した場合）、対策の効果額が該当します。また、総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ることとされています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針が該当します。